

平成28年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成28年12月12日(月) 午後1時00分～3時00分

2 場 所

尼崎市役所 教育委員会室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委 員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
	委 員	伊 達 仁 美
	委 員	川 口 宏 海
欠席委員	委 員	大 場 修

4 出席した事務局職員

教育次長	高 見 善 巳
社会教育部長	舟 本 康 弘
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

5 委員長・副委員長選任（委員互選）

田中敏雄副委員長・馬田綾子委員副委員長選任

6 諮 問

高見教育次長から田中委員長に諮問書

7 議 事 等

議事1 「平成28年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

事務局から次の予定を説明、委員了承

第1回：本年度尼崎市指定文化財候補物件の審議、本年度文化財関係事業の報告

第2回：候補物件の調査・審議と答申文案の作成（2月）

第3回：答申の作成と提出（3月）

議事2 「平成28年度尼崎市指定文化財候補物件の審議について」

事務局から平成28年12月現在の指定文化財の状況について報告、委員質疑等

- ・国指定文化財9件・県指定文化財9件・国登録文化財42件、市指定文化財45件を報告。国指定・県指定及び国登録文化財建造物の件数の表記について説明（指定または登録物件に変動なし）。昨年度審議を経て「豊臣秀次朱印状」が、平成27年度尼崎市指定文化財とな、市指定文化財は1件増加で45件に。
- ・委員から市指定文化財の番号と件数について確認があり、事務局からは県指定になった場合に市指定が解除され市指定文化財番号が欠番となることを説明。
- ・委員から国・県の指定文化財と国登録文化財の建造物の件数の数え方について、具体的な変更点についての説明が求められ、事務局が説明。
- ・委員から1件の市指定文化財の所有者が二件記載されている点について質問が出

され、事務局から一括資料として指定した後に、資料の一部の所蔵者が変わったため、所有者を併記することになった経緯と、一括管理の状況を説明。

事務局から本年度の尼崎市指定文化財候補物件について現状報告と提案

- ・事務局から、所有者・管理者からの申請がないことを報告。
- ・事務局で候補物件として考えている西教寺所蔵の「絹本著色顕如上人画像」の概要説明。

候補物件について質疑応答、意見

- ・尼崎市で2件目の検討例となる顕如上人画像だが、以前に市指定文化財に指定した光輪寺所蔵の顕如上人画像の下付の時期はいつごろか。(委員)
- ・裏書により文禄3年(1594)とわかる。(事務局)
- ・写真で両者を比較すると、光輪寺所蔵の像は目つきが鋭く見える。(委員)
- ・光輪寺と西教寺の肖像画は構図が同じで顔貌がちがう。(委員)
- ・写真では濃い墨線も見えるが後世の補筆が多い状態か。(委員)
- ・かなり濃い墨線があり彩色の残りが良いことや、金色の彩色が施された時期などは、実物を精査して検討すべき点である。絵絹は年代が古いものと見られるが、同時期の作例では絵絹組成まで言及した解説文もあり、絵絹の検討も必要と考えられる。(事務局)
- ・写真で見る限り裏書はしっかりしているように思われる。(委員)
- ・表具は古いものか。修復などはわかっているか。(委員)
- ・表具は古い時代のものではないが、表具の天のきれの部分に傷みがあり、掛けるのは危険な状態となっている。所蔵寺院は兵庫県南部地震で被災したが、その時の影響は不明である。また、住職の代替わりもあり、保管や修復など詳細な伝存の状況はわからない。震災後に建て替えをした際に、什物を整理したようだ。(事務局)
- ・箱はどうか。(委員)
- ・下付の当初のような年代の古い木箱は確認できていない。什物を整理して多数の軸がまとめて保管されており、現地では候補資料の所在確認に終始し、什物全体の調査には及ばなかった。(事務局)
- ・資料の所在についてはわかっていたのか。(委員)
- ・これまでの寺院資料調査等では調査の機会が得られなかったが、平成6年(1994)に刊行された尼崎市域南部の本庁地区の写真集『ふるさと「尼崎」の歩み - 写真が語るあまがさき』に西教寺が紹介され、所蔵の顕如上人画像と裏書の写真が掲載された。また、西教寺には現存していないと言われている享禄4年(1531)に下付された方便法身尊像の裏書が昭和15年(1940)刊行の『立花志稿』に引用されているが、同書には顕如上人画像についての記載はない。(事務局)
- ・西教寺に所蔵されている資料全体の把握状況はどうか。(委員)
- ・多数の什物が未調査であり、資料全体の把握はできていない状況である。(事務局)
- ・全体としてどういうものがあるのかを確認してから、候補資料の位置づけが必要である。(委員)
- ・絵画資料はどのようなものが多い様子か。(委員)
- ・多数を開くことはできなかったが、仏表具だけでなく文人表具も多く見られることから、文人画のようなものも多いのではないかという印象を受けた。歴代の住職の中で詩画な

- どの趣味や文人との交流があった人もいるのではないかと考えられる。(事務局)
- ・全体を把握してその中で市が文化財として把握すべきものを明らかにしておく必要がある。(委員)
 - ・下付の時期が本願寺東西分立の前年という説明があったが、尼崎市内では大谷派の寺院は多いのか。(委員)
 - ・大谷派の寺院もあるが割合として多いとは言えない。これまでの地域史の研究では興正寺派から本願寺派へという動向は知られているが、東西分立に注目して言及されていない。(事務局)
 - ・播磨地域では東西分立の時期に多数の寺院が転派していく現象が起きている。兵庫県立歴史博物館でも播磨の浄土真宗寺院についての調査が行われ展示もされたことがあるので、参考になるのではないか。(委員)
 - ・裏書の准如の花押はどうか。(委員)
 - ・写真での判断になるが、他の花押と比較して問題はないように思う。(事務局)
 - ・本紙の賛の文字も他の作例では准如の字体と比較して解説されたものがあるので、調査検討が必要だと思われる。(事務局)
 - ・一つの寺院に顕如や准如の肖像があるのか。(委員)
 - ・歴代の宗主の御影を所蔵している寺院もある。西教寺では准如御影は未確認だが、もっと年代の新しい宗主の御影もあるようだ。(事務局)
 - ・裏書の下付の年号と「常住物なり」と書き記した時期は、同年代か。書き手はだれか。(委員)
 - ・顕如上人真影を西教寺の常住物とするという由緒を示す3行は、予め本願寺側で取り次ぎの任にある者が書いて用意しておき、准如の落款と花押をもらい、日付を入れて下付する。ほぼ同年代と考えてよい。(委員・事務局)
 - ・浄土真宗の御影の絵画的研究はあるのか。また、専門とする研究者はいるのか。(委員)
 - ・既刊の『真宗重宝聚英』など大型本の編集や本願寺研究所の調査研究活動の中で御影が調査され、多数の作例に通じている研究者はいるが、絵画史の専門ではなく真宗史の研究者である。(事務局)
 - ・真宗の御影の遺品は多数あるので絵画の研究ができるように思う。(委員)
 - ・絵画史の肖像画の研究では、戦国期の女性像などは研究があるが、御影についてはあまり研究対象として注目されてこなかった。本願寺絵所に所属する何人かの絵師が制作し、同じパターンで、様式化されている。(委員)
 - ・仏教美術史ではなかなか近世の仏画・仏像は研究で取り上げられなかった。近年になって真宗の木仏などの研究も出てきたところであるが、御影のまとまった研究はないようだ。(事務局)
 - ・御影には絵師の署名がなく作者が明らかにならない点も、絵所の研究はあっても絵画史研究で取り上げにくい一因である。(委員)
 - ・裏書を古文書として調査することはもちろん、絵画としても精査する必要はある。慶長という年代がわかることに価値がある。(委員)
 - ・下付される寺は格式があるということを示すものか。(委員)
 - ・本願寺の下にピラミッド形に門徒の組織がある。裏書では定専坊門徒の西教寺と書かれ

ているが、本願寺の有力な寺院の一つに定専坊があり、その下に大物惣道場であった西教寺があり、さらに地域の小さな道場がある。下付の順はこの組織内の位置を反映しているという研究もあり、下付の年代が当時の寺や道場の格や勢力を知る手掛かりになる。

(委員)

- ・裏書に見える橋御園庄の橋は立花の地名と関係があるのか。(委員)
- ・立花駅は橋御園に由来して付けた駅名で、橋御園は撰閑家の荘園にまで遡る。(事務局)
- ・顕如上人画像の賛の文章は同じものが書かれるのか。(委員)
- ・賛は法語であり、候補物件の法語は『教行信証』から引用されている。前半2行は同じ文言が『教行信証』の後序にあり、後ろ2行は法語の意を表した文言となっている。撰津市の勝久寺所蔵の顕如上人画像も同じ文が着賛されており、用字が異なる例も含め同じ賛文となっている作例が見られる。(事務局)
- ・本紙の「本願寺前住釈顕如」の字は同筆か。(委員)
- ・字体の調査・検討も必要であるが、他の作例は「顕如上人」と書いたものが通例であり、表記についても検討課題である。平成16年度に光輪寺所蔵の顕如上人画像を指定した際には、当時40点ほどを作例としてあげたが、今回調べてみると所在のわかる作例が増加し、近年は市町村の指定文化財に指定される例も増えている。比較資料が多くなった。(事務局)
- ・他の市町村の指定例では年代はどのくらいか。江戸時代の年代の下がるものまでは指定対象になっていないのか。(委員)
- ・指定されたものには慶長期に下付されたものが多い。市町村指定の特性として地域の歴史との関わりを重視した場合もあり、年代が下がるものも指定されている。(事務局)
- ・尼崎市内の真宗寺院には光輪寺や西教寺以外にも所蔵されているのか。(委員)
- ・以前の寺院資料調査では慶長期に遡るような顕如上人画像は確認されていない。(事務局)
- ・親鸞上人の絵伝は所蔵されているか。(委員)
- ・絵伝は現存している。大きさが大きく表具に傷みもあるので完全に開くことはしなかったが、数巻が箱に納められていた。江戸時代も年代が下がると木版に手彩色のものもあると思うが、詳しい調査はしていない。(事務局)

西教寺所蔵「絹本着色顕如上人画像」を本年度の指定候補物件として審議を進めていくことを委員全員が異議なく決定。次回の第2回審議会で実物調査を行うこととなった。

報告「平成28年度の文化財関係事業について」

事務局から資料を提示し、委員からの質疑とそれに対する説明等が行われた。

普及・啓発事業の報告については、委員から文化財資料保存活用サポートボランティアの活動・市民協働企画展・れきし体験学習ボランティアについて質問が出された。については文化財資料保存活用サポートボランティアの養成やスキルアップの実習の現状と、ボランティアが活動を通して地域に関心を持ちその情報を地域にかえす伝え手となることを期待していることを事務局が説明した。委員からは地域とのつながりでボランティアが博物館など文化財施設のサポーターになることは良いことだという感想が出た。・については、れきし体験学習ボランティアのグループ活動(機織り活動・伝説から人形劇を制作上演活動)に取り組むの成果を紹介するために市民協働企画展を開催していること、展示準備の

ための資料調査をボランティア有志と学芸員がいっしょに行っていること、展示内容にはボランティアの意見やアイデアを反映していること、展示作業も協力して行っていることを、事務局が説明した。委員からグループ活動には機織りや人形劇のプロが参加しているのか、機織り作品はどのように活用しているのかという質問も出され、機織りは経験者がリーダーとなっており、人形劇は経験者がいなかったこと、グループ活動は体験学習に協力するボランティアの中の有志の活動であること、文化財収蔵庫には文化財資料保存活用サポートボランティアとれきし体験学習ボランティアと二つの別のボランティアグループがあること、機織りの活動では研修として作品制作に取り組み、教材費は実費で完成品を自分で引き取ることとしているなど実状を説明した。

最近の文化財保護行政についての報告では、歴史遺産（富松城跡）について、国に物納され国有地となっていた富松城の土塁跡を含む土地を、今年度9月に国との協議が整い、市有地との交換によって市が取得したことなどを説明した。富松城跡の保存活動に学会として関わりがあった委員は、地域の住民の熱心な活動の様子を伝え、市の取得に安堵したという感想を述べた。委員からは地域住民が実施した富松城跡まつりについて質問が出され、具体的な催しの様子を事務局が説明した。

事業報告後、その他の事項として、次回以降の審議会の具体的な日程の調整を行い、第2回は1月24日午後2時から、第3回は3月1日午後2時からの開催が決まり、審議を終了した。

8 閉 会

以 上